

令和7年第1回

掛川市・袋井市病院企業団議会定例会  
会議録

掛川市・袋井市病院企業団

令和 7 年第 1 回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会  
付議事件及び審議結果

○提出議案

| 議案番号    | 件名                                                               | 提出年月日    | 議決年月日    | 議決内容 |
|---------|------------------------------------------------------------------|----------|----------|------|
| 議案第 1 号 | 令和 6 年度掛川市・袋井市病院企業団<br>病院事業会計補正予算（第 2 号）につ<br>いて                 | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 2 号 | 令和 7 年度掛川市・袋井市病院企業団<br>病院事業会計予算について                              | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 3 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に<br>伴う関係条例の整理に関する条例の制<br>定について                  | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 4 号 | 掛川市・袋井市病院企業団企業職員の<br>給与の種類及び基準に関する条例の一<br>部改正について                | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 5 号 | 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使<br>用料及び手数料条例の一部改正につい<br>て                      | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 6 号 | 損害賠償の額の決定について                                                    | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |
| 議案第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（掛川市・袋井市病院企業団企業長の<br>給与及び旅費に関する条例の一部改<br>正） | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 承認   |
| 議発第 1 号 | 掛川市・袋井市病院企業団議会の個人<br>情報の保護に関する条例の一部改正に<br>ついて                    | 7. 2. 14 | 7. 2. 14 | 原案可決 |

## 令和 7 年第 1 回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会会議録

○議事日程 令和 7 年 2 月 14 日（金） 午後 2 時 25 分 開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙の件

日程第 3 議席の変更

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算  
（第 2 号）について

日程第 7 議案第 2 号 令和 7 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算につ  
いて

日程第 8 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 掛川市・袋井市病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に  
関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 5 号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の  
一部改正について

日程第 11 議案第 6 号 損害賠償の額の決定について

日程第 12 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（掛川市・袋井市病院  
企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

日程第 13 議案第 1 号 掛川市・袋井市病院企業団議会の個人情報の保護に関する条  
例の一部改正について

○本日の会議に付した事件 . . . . . 議事日程に上げた事件に同じ

○出席議員（10名）

1 番 松 本 均

2 番 嶺 岡 慎 悟

3 番 富 田 まゆみ

5 番 藤 原 正 光

7 番 鈴 木 弘 睦

9 番 近 藤 正 美

4 番 勝 川 志保子

6 番 太 田 裕 介

8 番 立 石 泰 広

10番 高 木 清 隆

○説明のため出席した者

監 査 委 員 山 下 一 夫

監 査 委 員 久 永 豊 彦

企 業 長 兼 院 長 宮 地 正 彦

副 院 長 赤 堀 利 行

副 院 長 内 山 智 浩

副 院 長 森 川 修 司

経 営 管 理 部 長 石 野 敏 也

管 理 課 長 中 山 和 彦

医事課参事兼診療支援室長 杉 山 三 起 也

管理課主幹兼財務係長 小 林 芳 訓

副 院 長 浦 崎 哲 哉

副 院 長 堀 田 喜 裕

経営管理部参与 鈴 木 立 朗

医 事 課 長 田 邊 亨

地域医療支援センター副センター長 山 崎 友 美

## 議 事

午後 2 時 25 分 開会

○経営管理部長（石野敏也） 定例会の進行につきましては、地方自治法第106条の規定により、議長が選出されるまでの間は、副議長が議長の職務を行うこととなっております。  
それでは、鈴木弘睦副議長、お願いいたします。

○副議長（鈴木弘睦） ただいま御指名をいただきましたので、副議長において議長の職務を行います。

本日の出席議員は、10名であります。所定の定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりであります。  
これより会議を開きます。

○副議長（鈴木弘睦） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、副議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○副議長（鈴木弘睦） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選によりいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（鈴木弘睦） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（鈴木弘睦） 御異議なしと認めます。

それでは、議長に松本均議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

○副議長（鈴木弘睦） 御異議なしと認めます。

よって、議長に松本均議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました松本均議員から、就任の御挨拶を自席にてお願いいたします。

松本議長。

○議長（松本 均） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま皆様方の御推挙をいただきまして、企業団議会議長の重職に就くこととなりました。誠に身に余る光栄であるとともに、重責に感じているところであります。多くの皆様のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。

ここに皆様の御支援と御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木弘睦） それでは、松本議長、議長席への御移動をお願いいたします。

○議長（松本 均） それでは、議事を継続いたします。

日程第3、議席の変更についてを議題とします。

議席の変更について議長より指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

それでは、議席は、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

お諮りいたします。ただいまの指定のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

したがって、指定のとおり決定いたしました。

この際、しばらく休憩といたします。

（休憩 午後 2 時29分）

（再開 午後 4 時35分）

○議長（松本 均） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2 番嶺岡慎悟議員、6 番太田裕介議員を指名いたします。

○議長（松本 均） 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

議事に入る前に 1 点お伝えします。会議規則第47条の規定により、同一議題につき同一議員ができる質疑は 3 回までとなっております。あらかじめ御承知いただきたいと思います。

また、本日は日程第13まで予定しておりますので、スムーズな運営に御協力をお願いしたいと思います。

○議長（松本 均） それでは、日程第 6、議案第 1 号を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第 1 号 令和 6 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

補正の主な内容は、医療賠償に係る病院賠償保険給付金及び示談金の計上、人事院勧告に伴う給与費のほか、業務実績に伴う関連予算の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出において、収入につきましては、900万円余を減額し199億3,900万円余とし、支出につきましては、2億5,200万円余を増額し207億5,400万円余とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出において、収入につきましては、13億8,000万円余を減額し13億700万円余とし、支出につきましては、9,000万円余を減額し22億円余とするものでございます。

以上、議案第 1 号の提案理由説明とさせていただきます。

詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第 1 号 令和 6 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページを御覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第 1 款病院事業収益は、994万8,000円減額いたしまして199億3,983万2,000円とするものでございます。

内訳は、第 2 項医業外収益を1,323万5,000円減額し17億3,612万4,000円に、第 3 項特別利益を328万7,000円増額し328万8,000円とするものでございます。

次に、支出につきまして、第 1 款病院事業費用は、2億5,216万5,000円増額いたしま

して207億5,424万6,000円とするものでございます。

内訳は、第1項医業費用を2億4,535万4,000円増額し198億7,930万6,000円に、第2項医業外費用を681万1,000円増額し8億2,852万5,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして、第1款資本的収入は、13億8,058万7,000円を減額いたしまして13億787万8,000円とするものでございます。

内訳は、第1項企業債を13億7,900万円減額し6億8,200万円に、第3項補助金を215万6,000円減額し1,703万9,000円に、第4項貸付資金返還金を56万9,000円増額し883万7,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、9,040万5,000円を減額いたしまして22億30万8,000円とするものでございます。

内訳は、第1項建設改良費を9,040万5,000円減額し、11億5,017万9,000円とするものでございます。

めくっていただき、2ページを御覧ください。

第4条の債務負担行為でございますが、令和6年度から令和7年度までの病院だより印刷製本費、ほか3件を追加するものでございます。

第5条の企業債でございますが、施設改良事業債を13億7,900万円減額するものでございます。

第6条の当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費を4億3,895万1,000円を増額いたしまして、107億4,234万4,000円とするものでございます。

めくっていただき、4ページを御覧ください。

補正予算（第2号）実施計画により御説明申し上げます。

まず、収益的収入でございますが、1款2項医業外収益のうち、2目補助金を107万円増額し5,877万3,000円に、4目長期前受金戻入を700万円減額し4億5,571万7,000円に、5目資本費繰入収益を2,700万円減額し2億4,063万2,000円に、7目その他医業外収益を1,969万5,000円増額し2億633万円に、3項特別利益のうち、2目固定資産売却収益44万円、3目その他特別利益284万7,000円を新たに計上するものでございます。

収益的支出でございますが、1款1項医業費用のうち、1目給与費を4億3,883万6,000円増額し107億2,570万5,000円に、2目材料費を1,201万8,000円増額し45億9,890万6,000円に、3目経費を7,550万円減額し32億854万4,000円に、4目減価償却費を1億3,000万

円減額し12億1,489万9,000円に、2 項医業外費用のうち、6 目企業団管理費を11万5,000円増額し1,635万6,000円に、7 目院内保育園運営費を1,300万円減額し7,004万7,000円に、9 目雑損失を1,969万6,000円増額し4 億7,237万2,000円とするものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

資本的収入でございますが、1 款 1 項企業債を13億7,900万円減額し6 億8,200万円に、3 項補助金を215万6,000円減額し1,703万9,000円に、4 項貸付資金返還金を56万9,000円増額し883万7,000円とするものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1 款 1 項建設改良費を9,040万5,000円減額し、11 億5,017万9,000円とするものでございます。

めくっていただき、6 ページでございますが、予定キャッシュ・フロー計算書、7 ページから給与費明細書、さらにめくっていただき、11ページ、債務負担行為に関する調書をお示ししておりますので、御覧いただければと存じます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

令和7年3月31日時点の予定貸借対照表でございます。

12ページの資産の部の2、流動資産、(1) 現金預金につきましては、年度末残高を66億5,192万円余と見込んでおります。

また、13ページの資本の部、7 の(2) 剰余金につきましては、ア、当年度未処分利益剰余金のとおり38億4,780万円余の剰余金となる見込みでございます。

次に、少し飛びまして、16ページ、17ページをお開きください。

補正予算(第2号) 事項別明細書でございます。

収益的収入の1 款 2 項医業外収益は、1,323万5,000円減額し17億3,612万4,000円とするものでございます。

このうち、2 目補助金につきましては、看護補助者処遇改善事業費補助金の収入により、107万円増額し5,877万3,000円とするものでございます。

4 目長期前受金戻入につきましては、資産購入の状況を反映し、700万円減額し4 億5,571万7,000円とするものでございます。

5 目資本金繰入収益につきましては、同じく資産購入の状況を反映し、2,700万円減額し2 億4,063万2,000円とするものでございます。

7 目その他医業外収益につきましては、医療賠償に係る病院賠償保険給付金の収入により、1,969万5,000円増額し2 億633万円とするものでございます。

3 項特別利益は、328万7,000円増額し、328万8,000円とするものでございます。

このうち、2 目固定資産売却収益につきましては、固定資産売却益として、新たに44万円を計上するものでございます。

その他特別利益につきましては、就学資金貸付対象者で、当院に勤務をしないこととなった者からの返済予定金額について貸倒引当金を減額し、同額を戻入するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

支出の1 款1 項医業費用は、2 億4,535万4,000円増額し、198億7,930万6,000円とするものでございます。

このうち、1 目給与費につきましては、主に人事院勧告及び職員数の増加に伴う給与費の増により、4 億3,883万6,000円増額し107億2,570万5,000円とするものでございます。

2 目材料費につきましては、薬品費について1,201万8,000円増額し、45億9,890万6,000円とするものでございます。

3 目経費につきましては、光熱水費、燃料費、賃借料、通信運搬費、委託料について7,550万円減額し、32億854万4,000円とするものでございます。

4 目減価償却費につきましては、前年度の資産の購入状況を反映し、1 億3,000万円減額し12億1,489万9,000円とするものでございます。

2 項医業外費用は、681万1,000円増額し 8 億2,852万5,000円とするものでございます。

このうち、6 目企業団管理費につきましては、人事院勧告による企業長給与の増により、11万5,000円増額し1,635万6,000円とするものでございます。

7 目院内保育園運営費につきましては、利用者の減に伴う委託料の減により、1,300万円を減額し7,004万7,000円とするものでございます。

9 目雑損失につきましては、医療賠償に係る示談金の増により、1,969万6,000円を増額し 4 億7,237万2,000円とするものでございます。

おめくりいただいて、20ページ、21ページをお開きください。

資本的収入の1 款1 項企業債は、新棟建設工事の部分完了が翌年になること及び年度内に執行しない業務の減により、13億7,900万円減額し 6 億8,200万円とするものでございます。

3 項補助金は、協定締結医療機関整備事業補助金の減及び電子カルテ共有サービス補助金の増により、215万6,000円減額し1,703万9,000円とするものでございます。

4 項貸付資金返還金は、就学資金貸付対象者で、当院に勤務しないこととなった者からの返済が発生することにより、56万9,000円増額し883万7,000円とするものでございます。

次に、資本的支出の1款1項建設改良費につきましては、年度内に執行しない工事等の影響により、9,040万5,000円減額し11億5,017万9,000円とするものでございます。

以上、議案第1号 令和6年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

4 番、勝川議員。

○4 番（勝川志保子） 10ページの期末勤勉手当の増額の部分のところの手当ですね。その増の部分ですが、これはいつ支給になりますか。この補正が通った後、いつ支給の予定ですか。

○議長（松本 均） 石野部長。

○経営管理部長（石野敏也） 12月末に支給させてもらっています。

以上です。

○議長（松本 均） ほかに。よろしいですか。

3 番、富田議員。

○3 番（富田まゆみ） 3 番、富田です。

18ページの院内保育園事業費のところ、利用者減によって1,300万円の減額補正になっているんですけども、何名くらい、何名が何名くらいになったのか、すぐもし出るようでしたら教えてください。

○議長（松本 均） 石野部長。

○経営管理部長（石野敏也） 予算上、平均的に30人程度の受入れを予定しておりましたけれども、実際には20人台にとどまっているということだということです。

○議長（松本 均） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

勝川議員。

○4番（勝川志保子） 何度も同じことを指摘させていただくんですが、274人もいる会計年度任用職員への人勸の適用をしないという形でこの補正を組んでいるというところが私にはやっぱり納得がいかないところでありますので、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（松本 均） ほかに討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これから議案第1号について採決をしたいと思います。

ただいま異議がありということでございますので、起立採決としたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（松本 均） お座りください。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

すみません、ここで本日の会議、延長をしたいと思います。5時までの予定でございましたけれども、この後少しかかりそうですので、延長させていただきたいと思います。御了承いただきたいと思います。

○議長（松本 均） それでは、日程第7、議案第2号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が202億5,000万円余、支出が207億9,900万円余でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入が32億6,100万円余、支出が39億1,700万円余でございます。

この収入の不足額6億5,500万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上、議案第2号の提案理由説明とさせていただきます。

詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第2号 令和7年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページを御覧ください。

第 2 条の業務の予定量でございますが、（１）業務量の患者数につきましては、入院延べ患者数を年間15万1,475人、1 日平均415人、外来延べ患者数を年間27万8,300人、1 日平均1,150人と見込んでおります。また、（２）の主要な建設改良事業につきましては、建設改良事業として23億3,992万4,000円、医療機器等整備事業として 7 億1,561万8,000 円を見込んだものでございます。

また、第 3 条の収益的収入及び支出では、収入として、第 1 款病院事業収益を202億 5,026万6,000円、支出として、第 1 款病院事業費用を207億9,988万6,000円といたしました。人事院勧告及び職員の増加に伴う給与費の増により、費用が収益を 5 億4,962万円上回る収支予算となるものでございます。

第 4 条の資本的収入及び支出は、収入として、第 1 款資本的収入を32億6,170万3,000 円、めくっていただき 2 ページに移りまして、支出として、第 1 款資本的支出を39億1,702 万8,000円といたしました。

第 5 条は、白衣等リース料、ほか 8 件の債務負担行為について、期間及び限度額を定めるものでございます。

第 6 条は企業債について、3 ページに移りまして、第 7 条は一時借入金の限度額について、第 8 条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第 9 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、第10条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものでございます。

第11条の重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち、2,000万円以上の資産を明示しております。令和 7 年度は、C T等の整備を予定するものでございます。

めくっていただき、4 ページを御覧ください。

予算実施計画により、御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、主なものは、収入では、1 款 1 項医業収益のうち、1 目入院収益が119億6,652万5,000円、2 目外来収益が52億8,770万円、4 目他会計負担金は、掛川市及び袋井市からの繰入金でございまして 3 億8,315万9,000円、2 項医業外収益のうち、3 目負担金交付金が 7 億4,295万1,000円でございます、同じく掛川市・袋井市からの負担金でございます。

対しまして、支出では、1 款 1 項医業費用のうち、1 目給与費が107億2,695万6,000 円、2 目材料費が46億5,638万2,000円、3 目経費が33億3,477万6,000円でございます。

次に、5 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、主なものは、収入では、1 款 1 項企業債は、施設改良事業に係る企業債でございますして26億3,400万円、2 項負担金は、掛川市・袋井市からの負担金でございますして6 億円でございます。

支出では、1 款 1 項建設改良費が30億5,554万2,000円、2 項企業債償還金は元金償還金でございますして、8 億5,680万6,000円でございます。

めくっていただき、6 ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

下から3 行目、資金増減額は3 億7,577万4,000円の増額で、これにより、期末残高は70億2,770万円を見込むものでございます。

次の7 ページから12ページまでは給与費明細書、また、13ページから17ページまでは債務負担行為に関する調書をそれぞれお示ししておりますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

令和8 年3 月31日時点の予定貸借対照表でございます。

18ページの資産の部では、1、固定資産、(1)の有形固定資産及び(2)無形固定資産につきましては、令和7 年度中に購入予定の資産を追加するとともに、既存の固定資産の減価償却を行ったものでございます。

(3)投資、アの投資有価証券につきましては、償却原価法による評価差益を追加するものでございます。イの長期貸付金につきましては、令和7 年度の貸付金額を追加するとともに、貸倒引当金については、今後の貸付金返済免除に備え引き当てるものでございます。ウの長期前払い消費税につきましては、令和6 年度の建設改良費に係る控除対象外消費税を追加するとともに、前年度までの控除対象外消費税を定額償却したものでございます。

固定資産合計では、160億9,867万5,759円を予定しております。

2、流動資産、(1)現金預金は、年度末残高を70億2,769万9,522円と見込むものでございます。(2)の未収金のうち貸倒引当金は、不納欠損による損失に備えるための回収不能見込額を引当金として計上したものでございます。

19ページを御覧ください。

負債の部では、3 の固定負債及び4 の流動負債につきましては、事業年度末日の翌日

から起算して、１年以内に支払いが生じるものを流動負債に、１年を超えて支払いが生じるものを固定負債に区分しております。

５の繰延収益につきましては、資産の取得に係る補助金及び市繰入金を当該資産の減価償却と同様に、事業年度ごと償却し収益化するものであり、資産の部の固定資産に対応するものとして、負債の部に計上するものでございます。

負債の合計は、215億8,564万4,370円となっております。

下段の資本の部でございますが、６の資本金13億207万4,630円につきましては、開始年度の出資金３億207万4,630円と、平成27年度に追加出資として受け入れた10億円でございます。

７の剰余金につきましては、（１）資本剰余金、アの市負担金を２億255万7,000円、（２）剰余金、アの当年度未処分利益剰余金を32億7,216万4,242円と見込み、これによりまして、資本合計は47億7,679万5,872円と見込むものでございます。

負債資本合計につきましては、263億6,244万242円を見込むものでございまして、前ページの資産合計と一致しております。

めくっていただき、21ページを御覧ください。

令和６年度の予定損益計算書でございます。

下から３行目、前年度に当たる令和６年度の当年度純損失を８億4,837万4,998円と見込むものでございます。

少し飛びますが、28ページ、29ページをお開きください。

予算事項別明細書でございますが、まず収益的収入でございますが、１款病院事業収益合計は202億5,026万6,000円で、前年度比３億48万6,000円の増加でございます。

１款１項医業収益は186億1,882万2,000円で、このうち１目入院収益は、１日平均患者数を415人、１人１日平均診療収入を７万9,000円と見込み、119億6,652万5,000円とするものでございます。

２目外来収益は、１日平均患者数を1,150人、１人１日平均診療収入を１万9,000円と見込み、52億8,770万円とするものでございます。

３目その他医業収益は、室料差額収益や婦人科検診、予防接種などの公衆衛生活動収益、人間ドックなどの医療相談収益等とございまして、９億8,143万8,000円を計上するものでございます。

４目他会計負担金は、掛川市・袋井市からの負担金で、地方公営企業法に定める繰出

基準に基づく繰入金のうち、救急医療の確保に要する経費と、保健衛生行政事務に要する経費といたしまして、3億8,315万9,000円を計上するものでございます。

2項医業外収益は、16億3,144万3,000円でございます。

主なものは、3目負担金交付金で、掛川市及び袋井市からの負担金でございます。これは、地方公営企業法に定める繰出基準に基づく繰入金のうち、建設改良費に係る企業債償還利息の支払いのための経費、高度医療、経営基盤強化対策に要する経費などのほか、基準外繰入れといたしまして、旧病院職員に係る退職給付引当金の15年分割分と合わせまして、7億4,295万1,000円を計上するものでございます。

4目長期前受金戻入は、資本の取得に係る補助金や市繰入金を資産の減価償却と同様に償却し、収益化するものでございます。

5目資本費繰入収益は、医療機器の償還元金に対する市繰入金に係る収益化分でございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

収益的支出でございますが、1款病院事業費用の合計は207億9,988万6,000円で、前年度比4億2,440万円の増加でございます。

1款1項医業費用は、199億3,097万7,000円でございます。

このうち、1目給与費は107億2,695万6,000円、2目材料費は46億5,638万2,000円で、材料費の主なものは、薬品費、診療材料費でございます。3目経費は33億3,477万6,000円で、主なものは光熱水費、また、次の32ページ、33ページにございます賃借料、委託料でございます。

次に、4目減価償却費は10億7,694万4,000円で、令和6年度までに取得した建物、機械備品等をそれぞれの耐用年数に応じて償却するものでございます。

34ページ、35ページを御覧ください。

2項医業外費用は、7億9,951万9,000円でございます。

主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費が1億9,183万3,000円で、企業債利息でございます。また、9目雑損失は4億2,503万8,000円で、これは薬品や診療材料など、貯蔵品購入に伴う控除対象外消費税を計上したものでございます。

36ページ、37ページを御覧ください。

収入の1款資本的収入でございますが、収入合計は32億6,170万3,000円で、前年度比6億9,143万2,000円の増加でございます。

主なものは、1 款 1 項 1 目施設改良事業債26億3,400万円で、病院整備事業の実施設計、新棟建設工事に充てる企業債でございます。2 項 1 目他会計負担金は6 億円で、建設改良に要する経費の一部を掛川市・袋井市から繰り入れるものでございます。

次に、支出の1 款資本的支出でございますが、支出合計は39億1,702万8,000円で、前年度比16億3,170万5,000円の増加でございます。

主なものは、1 項 1 目施設改良費23億3,992万4,000円で、病院整備事業新棟建設工事等でございます。2 項企業債償還金8 億5,680万6,000円は、令和6 年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

人事院勧告に伴う給与費の増や物価高騰の影響を受け大変厳しい予算となっておりますが、中東遠医療圏の基幹病院としてその機能を十分に発揮し、地域の皆様に安心して受診していただけるよう、今後も職員一丸となり医療提供体制を堅持してまいります。

以上、令和7 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4 番、勝川議員。

○4 番（勝川志保子） 4 番、勝川です。

敷地内薬局の部分のところで、1 款 2 項 7 目のところで1 億3,590万円を頂いている、収入として計上しているわけなんです、その後の敷地内薬局を使っている賃借のほうのそのこのところの数字がちょっと分からないので教えていただきたいんです。前回も何か数字を、この中ですよというだけで数字が出なかったと思うんですが。

○議長（松本 均） ページ言ってもらっていいですか。

○4 番（勝川志保子） 33ページになりますかね。

○議長（松本 均） それでは、小林管理課主幹。

○管理課主幹兼財務係長（小林芳訓） 先ほどの御質問ですが、賃借料の中に含まれておりまして、金額は660万円となっております。

○議長（松本 均） ほかにございますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） ほかにないようでしたら、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

勝川議員。

○4番（勝川志保子） 3点にわたりまして意見を申し述べて、反対討論とさせていただきます。

1点目は、今指摘した敷地内薬局の部分なんですけど、やっぱり私は、この敷地内薬局も院内処方にはほぼ同等するような形でこれが進んでいくというその方向自体が、地域の医療体制を整える上では決してプラスにならないんじゃないかというふうに、いろんな説明を受けましたが思っています。1億3,590万円で貸して、今660万円で借りていると。部屋の半分以上が病院の中の、病院で使っている内容になるわけなんですけど、ここの部分とかも、何か私はどうもそこが何でアイン薬局さんにとって有益なのかというところがやっぱりちょっと納得がいかない部分があります。

2つ目は、人間ドックと個室料金の値上げが1款1項3目に出されているわけですが、ここはやっぱり公立病院としての役割を果たそうと思ったときに、この前の説明の中で、高くて来ない人がいれば、それはそれでいいみたいなお言葉もあったわけなんですけど、そうではなくて、多くの市民が予防のために人間ドックにかかる、それから、安心して個室も使えるという料金設定にしていくことが公立病院には求められているんじゃないかなというふうに思います。ここの値上げに反対の立場から、1款1項3目に出されている予算の増に反対します。

3番目に、先ほどからずっと言っている会計年度任用職員を含めた処遇改善をきちんと人勧適用して遡及していくことは、公立の公務員として雇っている病院として当然の

ことであろうというふうに考えています。この部分が改善されない、何度言っても改善されないというところに非常に私はこれでいいのかという思いを持っております。

以上３点申し上げて、反対討論といたします。

○議長（松本 均） ほかに討論はありませんか。

よろしいですか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号について採決いたします。

先ほど反対討論ございましたので、異議ありということで起立採決としたいと思えます。

議案第２号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（松本 均） ありがとうございます。座ってください。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（松本 均） 次に、日程第８、議案第３号を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第３号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、字句の整理を行うため改正するものであります。

以上、議案第３号の提案理由説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきます

すようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

よろしいですか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第9、議案第4号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第4号 掛川市・袋井市病院  
企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、人事院勧告に伴う国家公務員及び掛川市・袋井市の取扱いに準じて、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第4号の提案理由説明とさせていただきます。

詳細につきましては、経営管理部長が補足説明をしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第4号 掛川市・袋井市病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正については、今年度の人事院勧告に伴う国家公務員及び掛川市・袋井市の取扱いに準じ、管理職特別勤務手当の週休日等以外の支給要件を拡大するものであります。

第15条の3は、管理職特別勤務手当の週休日以外の支給要件を午前零時から午後5時までから、午後10時から翌日の午前5時までと改正し、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第10、議案第5号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第5号 掛川市・袋井市病院  
企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、当院の病室使用料の一部を改正するものです。

内容につきましては、個室A、B、C及び特別室Aの病室使用料を変更するものであります。

なお、施行期日は、令和7年6月1日であります。

以上、議案第5号の提案理由説明とさせていただきます。

詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第5号 掛川市・袋井市病院企業団病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

当院の病室使用料につきましては、近年の水道光熱費の高騰や諸経費の増加等を踏まえ、設備環境に見合った料金に改正をするものでございます。

標準的な個室である個室 A、B、C につきましては1,100円増額し、それぞれ7,150円、6,600円、4,400円にし、また、特別室 A につきましては、利用者が少なく負担の軽減と病床利用率の向上を図るため、5,500円を減額し1万6,500円に改正を行うものでございます。

補足につきましては、改正条例の施行期日を令和7年6月1日と定め、適用施行期日以降の医療行為に係る使用料とするものでございます。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番、勝川議員。

○4番（勝川志保子） 4番、勝川です。

先ほどの予算のところでも言いましたが、市民負担が増額になってしまうということもあり、この使用料の増額には反対したいと思います。

今、高額医療の限度額も国が引き上げようとしていて、全体に入院したときに本当にお金がかかるという状態が広がる、今後もどんどん広がるということが危惧されているときに、やっぱり個室でどうしてもという方たちの希望がかなえられなくなるということとは避けたいなというふうに思います。

以上の理由で、反対の立場で討論に参加します。

○議長（松本 均） ほかに討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これから議案第5号について採決します。

ただいま反対討論がございましたので、起立採決としたいと思います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（松本 均） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第11、議案第6号を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第6号 損害賠償の額の決定につきましては、地方公営企業法第40条第2項及び掛川市・袋井市病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条第2号の規定に基づき、損害賠償の額を1,969万5,188円と定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第6号の提案理由説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第12、議案第7号を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第7号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、掛川市・袋井市病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、令和6年12月23日をもって専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

本条例は、人事院勧告による期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げに伴う国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第7号の提案理由説明とさせていただきます。

詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（掛川市・袋井市病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）について、補足説明を申し上げます。

企業長の期末手当は、掛川市・袋井市病院企業団職員の期末手当及び勤勉手当に準じて支給しており、現在の支給割合は、6月支給2.25月、12月支給2.25月、年間4.5月となっております。

本条例は、本年度の人事院勧告に伴う国家公務員及び掛川市・袋井市の給与改定に準じて、企業長の期末手当の支給割合を年間4.6月に引き上げるものとし、本年度は6月支給2.25月、12月支給2.35月と改定し、令和6年12月23日をもって専決処分とし、来年度は支給割合を4.6月を均等に分割し、6月支給2.3月、12月支給2.3月と定め、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

4番、勝川議員。

○4番（勝川志保子） 4番、勝川です。

私、12月の掛川市議会のところにおいても、特別職及び議員の給与に関して、人勸の

このまま値上げをする必要はないということで、反対をいたしました。

整合性を持たせる意味でも、今回のこの企業長の部分の人勧への反映というのは必要がないというふうに考えますので、反対をしたいと思います。

議員については議案に上ってきませんでしたので、反対の意思を表明することをしていませんが、同じように考えております。

以上です。

○議長（松本 均） ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） それでは、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決をいたします。

ただいま反対意見がありましたので、起立採決といたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（松本 均） ありがとうございます。座ってください。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第13、議発第1号を議題といたします。

職員説明を。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） 議発第1号 掛川市・袋井市病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、字句の整理を伴う

改正をするものであります。

以上、議発第1号の提案理由説明とさせていただきます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

この際、お諮りします。ただいま議題となっております議発第1号については議員全員による提出でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議発第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 以上で、本日の日程全部を終了いたしました。

閉会に当たり、企業長より御挨拶をお願いいたします。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） 閉会に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年度病院事業会計予算をはじめ、7件の議案について御審議いただき、いずれも原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

この機会に、私のほうとして一言申し上げたいことがあります。

1月末に、掛川市・袋井市両市長から、私に企業長を続けて次期の4年間をやってほしいということの要請がありました。

なかなか病院の経営は難しくて、この地域医療も守れないという危機にある状況において、それに対して私が任に堪えられるかどうかと非常に考えるところもありますが、8年間させていただいて、この4年間、さらにこの地域の地域医療を守るために全力を尽くしていくのが私のなすべきことかなと考え、要請を受けさせていただきたいと思います。

私の背後には病院の職員がいます。彼らが私を支えてくれると思っています。また、両市の議会の皆さん方も私たちの病院を支えていただけていると思っていますので、皆様と共に、苦しい病院経営及び病院の運営においても支えられながらこの地域の医療を守るために頑張っていきたいと思っています。これからも本当によろしくお願ひしたいと思っています。

今後も企業団と両市がともに発展するよう、本当に皆様と真摯な話し合いをして、いい病院運営、経営を行って地域を守っていきたい思いますので、本当に御協力をよろしくお願ひします。

これを最後の言葉として、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本 均） 今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

予定が大変延長いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

これにて、令和7年第1回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を閉会といたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後5時38分 閉会

[署名]

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 7 年 5 月 13 日

掛川市・袋井市病院企業団議会議長

松本 均

掛川市・袋井市病院企業団議会副議長

鈴木 弘隆

[署名議員]

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

嶺岡 慎悟

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

太田 裕介